

【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引説明書
(契約締結前交付書面)

商号：ワイジェイFX株式会社

登録番号：関東財務局長（金商）第271号 金融商品取引業者

連絡先：0120-952-318

加入協会：日本証券業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

店頭外国為替証拠金取引をされるにあたっては、本取引説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合、または継続して行う場合には、本取引説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	1
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	5
・口座開設について.....	5
・本人確認書類の提出.....	7
・取引の方法	7
・証拠金	9
・決済に伴う金銭の授受	11
・税金について	11
・API機能について	12
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	14
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	17
当社の概要について	20
外国為替証拠金取引に関する主要な用語	23
ワイジェイFX株式会社「C-NEX」取引概要	26

本取引説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客さまに交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

1. 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイント（本取引説明書の外国為替証拠金取引に関する主要な用語で説明しています。）が受け取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
2. 相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広がり、意図した取引ができない可能性があります。
※「ビッド」、「オファー」、「スプレッド」等の用語は、本取引説明書の「店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」において、説明しています。
3. 取引システムまたは金融商品取引業者とお客さまを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取り消し等が行えない可能性があります。
4. 決済される建玉は、先入先出法（FIFO）によります。同一の通貨組み合わせの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、本サービスでは受け付けておりません。
※注文の種類により約定条件が異なります。
C-NEX 取引マニュアルをご熟読の上、十分ご理解ください。
5. 手数料は無料です。
6. お客さまは、原則として、以下の時間帯においては入出金指示を行うことができません。
 - 東京（日本）時間：月曜～金曜 午前 7:00～午前 8:00
（サマータイム時：月曜～金曜 午前 6:00～午前 7:00）
 - 東京（日本）時間：土曜午前 6:30～月曜午前 7:00
（サマータイム時：土曜午前 5:30～月曜午前 6:00）
7. お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

8. お客様が本サービスで行う取引は、当社が提供しているCURRENEX取引画面およびAPI (※) を通して取引を行います (以下「本取引」といいます。)。本取引に係る決済は、全て、以下のPB (プライムブローカー) 一行に集約され、決済される仕組みとなっています。

※CURRENEX取引画面およびAPIは並行利用ができません。

※API機能とは、お客様ご自身でご導入・ご利用されるプログラム等によってC-NEXの取引を行うために必要な機能および情報等をいいます。

<PB (プライムブローカー) >

シティバンク、エヌ・エイ

(Citibank, N. A.) 銀行業/米国通貨監督庁および米国連邦準備制度理事会

<カバー取引先 (並びはアイウエオ順) >

・ヴァートゥ・ファイナンシャル

(Virtu Financial) リクイディティプロバイダー/監督官庁なし

・オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド

(Australia and New Zealand Banking Group Limited)

銀行業/オーストラリア健全性規制庁

・株式会社三菱UFJ銀行

(MUFG Bank, Ltd.) 銀行業/日本金融庁

・株式会社みずほ銀行

(Mizuho Bank, Ltd.) 銀行業/日本金融庁

・クレディスイス銀行 ロンドン支店

(Credit Suisse Bank AG , London Branch)

銀行業/プルーデンス規制機構および金融行為監督機構

・コメルツ銀行

(Commerzbank AG) 銀行業/監督当局はドイツ連邦金融監督局

・ゴールドマン・サックス証券株式会社

(Goldman Sachs Japan Co., Ltd.)

証券業/英国金融行為機構および英国健全性規制機構

・シタデル セキュリティズ エルエルシー

(Citadel Securities LLC) リクイディティプロバイダー/米金融取引業規制機構

- ・シェンフィン・キャピタル・リミテッド
(Xenfin Capital Limited)
リクイディティプロバイダー/英国金融行為監督機構
- ・ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー
(Nomura International plc) 証券業/プルーデンス規制機構および金融行為監督機構
- ・ソシエテ ジェネラル
(Societe Generale) 銀行業/フランス金融市場庁
- ・JPモルガン・チェース銀行
(JPMorgan Chase Bank, N.A)
銀行業/米国通貨監督庁および米国連邦準備制度理事会
- ・スタンダードチャータード銀行
(Standard Chartered Bank)
銀行業/プルーデンス規制機構および金融行為監督機構
- ・ステート・ストリート銀行
(State Street Bank and Trust Company)
銀行業/ボストン連邦準備銀行
- ・バークレイズ銀行
(Barclays Bank PLC)
銀行業/プルーデンス規制機構および金融行為監督機構
- ・バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ
(Bank of America, N.A.)
銀行業/米国通貨監督庁および米国連邦準備制度理事会
- ・BNPパリバ
(BNP Paribas) 銀行業/フランス金融市場庁
- ・香港上海銀行
(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)
銀行業/香港金融管理局
- ・モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・リミティッド・ライアビリティ・カンパニー
(Morgan Stanley & Co. LLC) 金融商品取引業/米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会および米国連邦準備制度理事会
- ・UBS銀行
(UBS AG) 銀行業/スイス連邦銀行委員会

・ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー
(The Royal Bank of Scotland plc)
銀行業/プルーデンス規制機構および金融行為監督機構

9. お客様から預託を受けた証拠金は、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口およびみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、当社の固有財産とは区分し、管理しております。
10. 当社、カバー取引相手方または顧客資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他の顧客資金の返還が困難になることで、お客様に損失が生ずるおそれがあります。
11. 当社は、お客様から注文を受けた場合、当該注文と同じ内容の注文をカバー取引先に行い、当該注文がカバー取引先で約定した場合、当該約定価格をもってお客様の注文を約定します。
なお、当社が配信している取引レートは、カバー取引先が配信している価格に当社がスプレッドを加味した上で配信しております。
12. 当社は「C-NEX」において、お客様の求めに応じて、審査の上でAPI機能を提供することがありますが、当社はAPI機能の利用の推奨は行っており、API機能をご利用される場合は、お客様ご自身の責任と管理、制御の下に十分注意をいただいた上でご導入・ご利用をしていただきますようお願いいたします。当社は、いかなる場合であってもお客様のAPI機能のご導入・ご利用に関する一切の責任を負いません。また、API機能およびAPI機能を利用してC-NEXの取引を行うためにお客様ご自身でご導入・ご利用されるプログラム等については当社カスタマーサポートの対象外となり、お電話やお問い合わせフォームでのお問い合わせはお受けいたしかねますのであらかじめご了承ください。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を順守して行います。

☆ 口座開設について

当社所定の方法にて、店頭外国為替証拠金取引サービス「C-NEX」の口座開設お申し込みを受付いたします。

お問い合わせ等はYJFX!お客さまサービスセンターでお受けいたします。

店頭外国為替証拠金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。当社で店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただくにあたっては、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。

- ① 店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組み、リスクおよび取引条件等について、【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引約款（以下「約款」といいます。）および本取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していただくこと。
- ② 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のようになっております。

（個人のお客さまの場合）

- 当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等のUI（User Interface）および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。
- ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- 日本国内に居住する20歳上の行為能力を有する個人であること。
- 約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと、または反社会的勢力の一員でないこと。
※ 「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。
- お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。
- 外国為替証拠金取引業者に勤務していないこと。

- その他当社が定める基準を満たしていること。

(法人のお客さまの場合)

- 当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等のUI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。
- 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- ご自身で取引による損失限度額を設定して、当該限度額内で取引されているかを確認する等の管理体制が整備されていること。
- 取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- 約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと、または反社会的勢力の一員でないこと。
※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。
- お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。
- 金融商品取引業者でないこと。
- 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、ならびに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。
<取引担当者基準>
 - ・取引担当者は1口座につき1名。
 - ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
 - ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。
 - ・日本国内に居住する20歳上の行為能力を有する個人であること。
 - ・口座名義人である法人に籍があること。
 - ・店頭外国為替証拠金取引またはその他の金融商品の取引経験年数が1年以上あること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

注意事項

法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。

1. 当社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。
2. 取引担当者との連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。

☆ 本人確認書類の提出

2008年3月1日に施行されました「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、当社におきましては、お客さまご本人の確認を徹底する目的で本人確認書類をご提出していただいております。ご利用いただけるご本人確認書類は、ホームページにて公開しております。

また、2015年10月5日に施行されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、口座開設時に個人（法人）番号を通知していただく必要があります。手続き方法については、ホームページにて公開しております。

☆取引の方法

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次の通りです。

- a. 取引の対象通貨ペアは、以下の組み合わせとなります。

通貨ペアとは、本取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し、左側の通貨（以下「取引通貨」といいます。）1単位に対して右側の通貨（以下「変動通貨」といいます。）で売買するのに必要な金額で表示されます。

USD/JPY（米ドル/円）	EUR/JPY（ユーロ/円）	GBP/JPY（英ポンド/円）
AUD/JPY（豪ドル/円）	NZD/JPY（ニュージーランドドル/円）	CAD/JPY（カナダドル/円）
CHF/JPY（スイスフラン/円）	ZAR/JPY（南アフリカランド/円）	EUR/USD（ユーロ/米ドル）
GBP/USD（英ポンド/米ドル）	AUD/USD（豪ドル/米ドル）	NZD/USD（ニュージーランドドル/米ドル）
USD/CHF（米ドル/スイスフラン）	EUR/CHF（ユーロ/スイスフラン）	GBP/CHF（英ポンド/スイスフラン）
AUD/CHF（豪ドル/スイスフラン）	CAD/CHF（カナダドル/スイスフラン）	EUR/GBP（ユーロ/英ポンド）
EUR/AUD（ユーロ/豪ドル）	GBP/AUD（英ポンド/豪ドル）	EUR/CAD（ユーロ/カナダドル）
GBP/CAD（英ポンド/カナダドル）	AUD/CAD（豪ドル/カナダドル）	

- b. 取引通貨の単位は、各通貨ペアに共通で、10,000通貨単位以上、0.01通貨単位となります。ただし、決済（反対売買時）における取引通貨の単位が1通貨単位以上となるため、1通貨未満のお取引は行わないようお願いいたします。

※1通貨単位未満のポジションが残る場合は、お問い合わせによる対応となります。

当社所定の方法にて決済させていただきますので、お客さまサービスセンターまで

お電話ください。

※1回の注文数量（新規および決済）の上限は、通貨ペアごとに10億米ドル相当額までとします。

- c. 呼び値（変動通貨の最小変動幅）は、1通貨単位あたり下表のとおりとします。

円の場合	0.001円
米ドルの場合	0.00001米ドル
スイスフランの場合	0.00001スイスフラン
英ポンドの場合	0.00001英ポンド
豪ドルの場合	0.00001豪ドル
カナダドルの場合	0.00001カナダドル

- d. 当社が通貨ペアごとにビッド価格とオファー価格を同時に提示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社がお客さまに配信している取引レートは、カバー先の参照価格に基づき、当社がスプレッドを加味した上で配信しております。
- e. 取引画面に提示している価格は、ビッド価格とオファー価格をそれぞれベストレート順に板表示しております。なお以下の点には十分にご理解の上、あらかじめご了承ください。
- ・マーケットの状況や、注文の種類、買付・売付の別、数量等によっては、取引画面上に表示されない取引レートで約定することもございます。
 - ・当社カバー先の提示する参照価格は膨大な数であり、その全てに対して取引価格を生成することは困難なため、一部の取引価格についてお客さまの取引画面に提示しております。
- f. お客さまの注文の約定は、価格の決定方法（「d.」および「e.」で説明しています。）により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信等により本来あるべき価格で約定せず、本来発生していなかったはずの利益または損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正または約定の取消をさせていただく場合がございますが、その際には当社からお客さまに対し、速やかにご連絡いたします。
- g. 相場動向の急変や相場の流動性の減少、カバー取引先の状況変更等によって、当社がカバー取引先からお客さまとの取引価格を決定するために必要な参照価格の提示を受けられない場合、または、当社の基準に従いカバー取引先から提示された参照価格が市場実勢を反映していない異常な価格である、もしくはそのおそれがあると認めた場合等、取引レートの配信を停止するのに合理的な理由があると当社が判断した場合には、お客さまへの取引レートの配信を停止します。当社がお客さまへの取引レートの配信を停止している間、ロスカット等全ての注文が約定できません。

ただし、当社がお客さまへの取引レートの配信を停止している間の相場動向等によっては、取引レートを提示するカバー取引先の数によらず、そのカバー取引先が提示する参照価格が市場実勢を反映した取引レートであると当社が判断した場合等には、お客さまへの取引レートの再開を行う場合があります。

なお、相場動向等によっては、当社がお客さまへの取引レートの配信を再開した時点で、ロスカットの執行や逆指値注文が約定することとなります。その場合、取引レートの配信再開後の執行や約定とな

りますので（なお、必ずしもレート再開時の取引レートで執行や約定されるとは限りません。）、ロスカットラインやお客さまが逆指値注文で指定していた価格を大幅にかい離して約定することとなり、事前にお客さまからお預かりした証拠金の額を大きく上回る額の損失が発生する可能性があります。

- h. お客さまが保有するポジション（建玉）は、反対売買にかかる注文が約定した場合に決済されます。なお、決済される建玉は、先入先出法（FIFO）によります。
- i. ポジションの反対売買による手じまいを行わない場合は、建玉を毎営業日の付け合わせ時間帯終了時に自動的にロールオーバー（本取引説明書の外国為替証拠金取引に関する主要な用語で説明しています。）し、翌営業日に繰り越します。
- j. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるため、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組み合わせについてのスワップポイントは、お客さまが受け取る場合の方が、お客さまが支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。
- k. お客さまの損失が所定の水準に達した場合、当社は、お客さまの建玉を強制的に決済することがあります。（「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「☆証拠金」の「(4) ロスカットの取り扱い」をご参照ください。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる場合があります。
- l. 決済日は、原則として、当該決済を行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨組み合わせの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。お客さまがご自身で保有するポジション（建玉）を決済しない場合、当社はお客さまのポジション（建玉）を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。
- m. お客さまの取引状況を勘案し、当社が、本口座によるお取引を制限することが相当であると判断した場合には、事前にお客さまに通知の上、取引の制限等を行う場合があります。

☆証拠金

(1) 証拠金の差し入れ

①証拠金は現金のみのお取り扱いとなります。

②取引に掛かる取引証拠金は取引数量に対し約定金額に個人口座は「4%」、法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値に対し、1円未満を処理した額となります。

(2) 証拠金の引き出し

お客さまは、お客さまのご資産のうち、以下の出金可能額を上回らない範囲で引き出すことができます。また、当社は、お客さまからのご依頼を受けた出金については、原則として2営業日後に出金の手続きをさせていただきます。

※ 出金手続きが完了するまで、別の出金依頼を行うことはできません。

※ 一度に出金依頼が可能な金額の上限は2億円となります。

なお、出金依頼後、実際の出金時の出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合、その時点での出金可能金額が出金されることとなります。

【資産 ≥ 取引余力】

取引余力の金額内で出金可能です。

【資産 ≤ 取引余力】

資産の金額内で出金可能です。

※ 出金可能金額は、資産・取引余力のいずれか小さい方になります。

(3) スワップポイントの取り扱い

当社が行う建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、お客さまの資産に加算または減算されます。

(4) ロスカットの取り扱い

当社は、原則として最大30秒の監視間隔で、お客さまの使用証拠金率の評価・確認（値洗い）を行い、口座を監視します。この時、値洗い時による使用証拠金率が、保有ポジションに係る取引証拠金に対し所定の割合に達した場合、お客さまの損失の拡大を防ぐため、当社は、強制的にお客さまの保有する全てのポジションを反対売買して決済します。（「ロスカットルール」といいます。）

この時、使用証拠金率は下記の計算式により計算されます。

$$\text{使用証拠金率} = \text{取引証拠金額} \div \text{有効証拠金額} \times 100$$

当社では、この使用証拠金率が100%に達した時点を通り越すとロスカット水準と定め、ロスカットを実行します。また、使用証拠金率が67%に達すると、警告を促すメールが送信され、使用証拠金率が84%に達すると、新規注文が不可となります。

なお、ロスカット水準は、ロスカット取引の手続きを開始する水準であり、必ずその水準で証拠金が保全されることを約するものではありません。ロスカット水準を定めていても、為替相場の急激な変動により預託された金額を上回る損失（不足金）が生じるおそれがあります。このように、有効証拠金額が0円を下回った場合には、お客さまは預託した資産以上の損失を被ることとなり、当社に対して当該不足金の支払い義務が生じることを異議なく承諾するものとします。なお、当該不足金は、不足金発生日の翌々営業日の午後3時までにC-NEX口座へ入金するものとします。

なお、システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、または預託された金額を上回る損失が発生するおそれがあります。また、その場合の原因が、天災地変等の当社の責めに帰すことができない事由であって、当社において故意、または重大な過失がない限り免責とすることがあります。

このように、ロスカットが実行されたとしても、お客さまが当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性がありますので、当社では余裕を持った資金の預託をお勧めしております。

(5) 不足金について

外国為替相場の変動に伴い、お客さまの保有するポジション（建玉）の決済等による損金額が資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、不足金発生日の翌々営業日の午後3時までには不足金をC-NEX口座へご入金していただく必要があります。

当社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、当社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。

(6) 証拠金の管理

お客さまから預託を受けた証拠金は、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口およびみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、当社の固有財産とは区分し、管理しております。

(7) 証拠金の返還

『(2) 証拠金の引き出し』に定める証拠金の引き出し可能な範囲内において、お客さまから証拠金の返還の請求があった場合は、請求日の翌々営業日の午後3時までには返還します。

☆決済に伴う金銭の授受

(1) 円貨による差金決済のみが可能で、外国通貨による受け渡しはできません。

(2) 店頭外国為替証拠金取引に伴うお客さまと当社との間の金銭の授受は、以下の計算式により算出した現金を受け渡すものとします。

(売買損益は相殺決済における差損益が該当します。)

売買損益＝約定価格差×取引数量×コンバージョンレート

※約定価格差とは、相殺決済対象の約定価格差を指します

決済日当日は「所定の通貨ペアの現在レート」にて逐次円評価し、翌営業日には「コンバージョンレート」にて円換算した金額で確定します。

※所定の通貨ペアは以下の通りです。

- ・対米ドル取引の場合、米ドル/円のレート
- ・対スイスフラン取引の場合、スイスフラン/円のレート
- ・対英ポンド取引の場合、英ポンド/円のレート
- ・対豪ドル取引の場合、豪ドル/円のレート
- ・対カナダドル取引の場合、カナダドル/円のレート

※「コンバージョンレート」は画面左上『レポート』の『損益履歴』よりご確認ください。

☆税金について

個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税2.1%（復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額、つまり益金の0.315%が追加的に

課税されるものです。) 、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかかる所得の計算上、益金の額に算入されます。当社は、お客さまの店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

☆API機能について

(1) API 機能の利用について

API 機能を利用するに際して、あらかじめ当該システムを利用するために必要な全ての機器、回線、設備、ソフトウェア等はお客さまの責任においてご準備ください。当社はAPI 機能の利用の推奨は行っておらず、これらを利用する場合、お客さま自身でご導入いただく必要があります。また、API 機能の導入・利用については、お客さまの判断と責任で行っていただき、当社は一切の責任を負いませんので十分ご注意ください。

(2) API 機能の提供休止または廃止について

C-NEX API 取引はCurrenex 社より当社がシステム提供を受け、お客さまに提供しているサービスのため、同社および当社がC-NEX API 取引またはAPI 機能の提供を休止または廃止した場合は、API 機能はご利用いただけなくなりますのでご注意ください。

(3) API 機能を利用した取引について

API 機能を利用した取引は、お客さまのパソコンの環境やプログラム等によって正常に約定しない場合がありますのでご注意ください。その場合、お客さまの意図した注文が約定せず、お客さまに損失が発生するおそれがあります。また、いかなる場合も、約定後に注文を取り消すことはできませんので、十分ご注意ください。API 機能を通じた注文は、発注され、注文として当社システムが認識した注文のみを記録いたします。API 機能の利用およびAPI 機能を利用してC-NEX API 取引を行うためのプログラム等の内容変更等は全てお客さまの自己責任において行ってください。

(4) 約定取消等の措置について

「C-NEX API」取引に際しお客さまがAPI 機能を利用する場合、お客さまがAPI 機能を利用してC-NEX API 取引を行うためにご自身で導入されたプログラム等の内容によっては、当社またはそのカバー先が運営管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷ならびに障害を与え、他のお客さまにおいて、機器の不調ならびに緊急停止等による取引不能、約定確認遅延、注文発注・確認・取消・訂正等の不能および遅延、ならびに予期せぬ約定等に伴う損失等が発生する可能性があります。その場合、当社は当該プログラム等に

よって約定されたお客さまの取引の収益の変更および約定取消等を行うことができるものとします。また、当社は事前通告なく当該プログラム等をご利用のお客さまの取引および C-NEX API 取引システムへのログインの停止を行うことができるものとします。

(5) API 口座のレートについて

API 口座の取引レートにつきましては、API 機能を通じた取引という特性上、通常の C-NEX 口座とレートが異なる場合があることをご了承の上、API 機能をご利用ください。

(6) システムトレードについて

お客さまが API 機能を利用して C-NEX API 取引を行うためにご自身で導入されたプログラム等によりシステムトレードを行う場合、API 機能や当該プログラム等の欠陥や誤作動等によりお客さまに不測の損害が生じる可能性があります。このような損害について、当社は一切の責任を負いません。また、短期的で自動的に大量の取引が可能となることから、システムトレードを行わない場合と比較してお客さまに発生するリスクがより大きくなるおそれがあります。

(7) API 機能の知的財産権の取り扱いおよび開示等の制限について

お客さまは、API 機能の利用を除き、API 機能に関するいかなる知的財産権も有しません。また、お客さまは、API 機能を、お客さま以外の第三者に対して、一切開示、提供、譲渡等し、または利用等させることができません。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客さまが当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、以下の通りです。

(1) お取引開始まで

a. 本取引説明書の交付

初めに、当社Webサイト上より約款、本取引説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて本取引説明書を熟読し、十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください（約款・本取引説明書の交付、確認書の提出は電磁的方法により行われます。事前に「書面の電磁的方法による交付」への承諾をお願いします。）。

b. 取引画面等の確認

「C-NEX」では、取引画面は一部英語表記となっています。また、操作マニュアルや各種お客さまへの送付書類についても、一部英語表記となる場合があります。お客さまはこれらを理解し、問題なく操作を行えることが必要となります。

c. 店頭外国為替証拠金取引口座の開設

店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ、書面またはインターネット上で当社約款等にご同意いただいた上で、店頭外国為替証拠金取引口座開設が必要となります。その際、ご本人である旨の確認書類をご提出いただきます。

なお、口座を開設するには当社所定の一定の投資経験、知識、資力等が必要です。当社は審査のうえ、お客さまに口座開設完了通知を送付致します。当社では、お客さまの適合性に照らして、口座開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

d. 証拠金の差し入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をする時は、お客さまは当社に所定の証拠金を差し入れる必要があります。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じる等、証拠金の追加差し入れが必要な時は、これに応じさせていただきます。

当社は、お客さまより上記の差し入れを受け入れた場合、証拠金受領書を交付するものとします。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をする時は、当社の取扱時間内に、次の事項を当社の提供する取引画面に正確に入力し指示してください。

a. 注文する通貨の組み合わせ

b. 売付取引または買付取引の別

c. 注文数量

d. 価格（指値または成行）（指値には、当社が提示するビッド価格またはオファー価格に応じる場合を含みます。）

e. 注文の有効期限

①GTC：無期限

②時間指定（秒）：注文の有効時間を秒単位で期間設定が可能

③カスタム：注文の有効時間を日時で期限設定が可能

f. その他お客さまの指示によることとされている事項

(3) 建玉の決済

既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合は決済とし、取引数量分が既存の建玉から減少します。なお、決済される建玉は、先入先出法（FIFO）によります。同一の通貨組み合わせの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、本サービスでは受け付けておりません。

(4) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立した時は、当社はお客さまに、成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を交付します。

(5) 手数料

「C-NEX」サービスにおいては、当社の手数料は無料となっています。

(6) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、お客さまにお取引状況をご確認いただくため、成立した取引の内容ならびに建玉、証拠金その他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客さまに交付します。

各報告書の交付期間は以下の通りです。

- ・取引報告書 営業日ごと
- ・現在高報告書 営業日ごと
- ・証拠金受領書 営業日ごと
- ・月間取引報告書 1カ月ごと

(7) 電磁的方法による書面の交付

お客さまにおいては、当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることをご承諾いただきます。

(8) 取引終了の事由

お客さまが約款第31条2項に定める事由に該当する場合には、本サービスにおける本口座は閉鎖されることとなります。

主な閉鎖事由は以下の通りです。

- ・お客さまが当社に対し店頭外国為替証拠金取引の本口座の閉鎖の申し入れをした時。

- ・お客さまが約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の閉鎖を通告した時。
- ・一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
- ・お客さまがマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。
- ・API機能の利用により、指標発表等の流動性の薄いタイミング等において、大量の注文を過度に繰り返す、本システムの脆弱性を突くような取引を多頻度で繰り返す等、当社のカバー取引の継続に影響を与えた場合。
- ・API機能の利用により、当社またはそのカバー先が管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷および障害を与えたことに伴い、当社からお客さまに対し要請した事項が順守もしくは同意されず、または当該要請のための連絡等が行えない場合。
- ・その他、API機能の利用により当社またはそのカバー先に損害を与えまたは与えるおそれがある場合。
- ・前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。

(9) 特定投資家制度

金融商品取引法では、幅広い投資商品を規制対象としているため、知識・財産・投資経験等の一定の要件を満たす個人・法人のお客さまを、金融取引にかかる適切なリスク管理を行うことができると考えられる特定投資家として区分しています。この基準に適合するお客さまは、自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、また、一定の基準を満たす特定投資家は、特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

(10) 本取引説明書の変更および同意方法

本取引説明書は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃、または監督官庁の指示、その他必要が生じた時に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、またはお客さまに新たな義務を課すものである時は、当社は、原則として当社の運営するWeb サイトにおける情報通信の方法により、お客さまから当該変更について同意をいただくものとしします。

この場合、お客さまは、原則としてWebサイトにて当該変更にご同意いただいた場合に限り、本取引説明書の改訂後も本取引を継続できるものとしします。

※本取引の開始および継続には、初回ログイン時と改訂時に、管理画面から同意を行っていただく必要がございます。

(11) その他

当社からの通知書や報告書の内容については、必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義がある時は、速やかに当社のお客さまサービスセンターまで直接ご照会ください。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは末尾の当社お客さまサービスセンターにお尋ねください。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎもしくは代理を行うこと（以下「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限りです。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または閉鎖に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- i. 外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本取引説明書の交付に際し、本取引説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべ

き表示をする行為

- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。)
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または閉鎖に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組み合わせ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. ①個人顧客の場合
通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。)につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額(想定元本の4%。v.において同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
②法人顧客の場合
店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. ①個人顧客の場合

通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

②法人顧客の場合

店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）

y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当社の概要について

1 商号および名称

ワイジェイ FX 株式会社

(金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 271 号)

2 設立年月日

2003 年 9 月 1 日

3 資本金

4 億 9 千万円

4 本店所在地

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

5 役員状況

役員名	氏名または名称
代表取締役社長	荒川 佳一朗
代表取締役	松本 好史
取締役	多治川 友之
取締役	川田 純司
監査役	岡田 庫太郎

6 株式等の状況

氏名または名称	住所または所在地	保有株式数	出資額	割合
ヤフー (株)	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	16,200 株	810,000,000 円	100.00%
計 1 名				100.00%

7 加入している協会

日本証券業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

8 当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

電話 : 0120-64-5005

URL : <http://www.finmac.or.jp/>

9 特定第一種金融商品取引業務以外の苦情処理措置および紛争解決措置

第二種金融商品取引業務および投資助言業に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

電話 : 0120-64-5005

URL : <http://www.finmac.or.jp/>

10 沿革

年月	内容
2003年 9月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金1億円で設立
2003年 11月	店頭外国為替証拠金取引「外貨ex」サービス開始
2004年 3月	資本金1億7千万円に増資
2004年 12月	資本金4億2千万円に増資
2005年 6月	信託保全サービス開始
2005年 12月	資本金4億9千万円に増資
2006年 4月	東京都渋谷区道玄坂1-14-6に移転 金融先物取引業登録 関東財務局長（金先）第148号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
2006年 6月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
2006年 10月	株式会社サイバーエージェントFXに社名変更
2007年 5月	取引システムリニューアル
2007年 6月	手数料無料化開始
2007年 9月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 （登録番号：関東財務局長（金商）第271号）
2008年 4月	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティ ウエスト20階に移転
2009年 6月	「外貨ex」コールセンター24時間受付開始
2010年 2月	「くりっく365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
2010年 3月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく365」サービス開始
2010年 4月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
2010年 10月	「くりっく365」コールセンター24時間受付開始
2011年 12月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス開始
2012年 2月	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティ ウエスト16階に移転
2013年 1月	全株式を(株)サイバーエージェントからヤフー(株)へ譲渡
2013年 7月	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー20階に移転
2013年 9月	店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」サービス開始
2014年 3月	ワイジェイFX株式会社に社名変更 取引所外国為替証拠金取引「くりっく365」サービスを会社分割によりインヴァスト証券株式会社へ譲渡し、当該サービスの提供を終了
2015年 3月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス提供終了
2015年 5月	店頭外国為替証拠金取引「トレードコレクター」サービス開始
2015年 9月	「オプトレ！」レンジオプションサービス開始
2016年 10月	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー23階に移転
2017年 7月	店頭外国為替証拠金取引「トレードコレクター」サービス提供終了
2017年 11月	日本証券業協会に加入
2018年 1月	投資信託の販売業務を開始

11 行っている業務

- ・金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業
- ・金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
- ・金融商品取引法に基づく投資助言業

12 連絡先

YJFX!お客さまサービスセンター

[C-NEX] TEL : 0120-952-318

[月曜～金曜 午前9:00～午後5:00 (年末年始および祝日を除く)]

お問い合わせURL : <https://www.cnex.jp/call>

外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- 売建玉（うりたてぎよく）
売付取引のうち、未決済のものをいいます。
- オファー
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申し出をすることをいいます。
- 外国為替証拠金取引（がいこくかわせしょうきんとりひき）
通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、デリバティブ取引の一つです。
- 買建玉（かいたてぎよく）
買付取引のうち、未決済のものをいいます。
- 買戻し（かいもどし）
売建玉を手じまう（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。
- 確定損益（かくていそんえき）
相殺決済において確定した差損益をいいます。
- カバー取引（カバーとりひき）
金融商品取引業者が顧客を相手方として行う外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または外国為替証拠金取引をいいます。
- 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- 差金決済（さきんけっさい）
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受け渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- 指値注文（さしねちゅうもん）
価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。
- 資産（しさん）
お預かりしている資産の合計です。
- 証拠金（しょうきん）
先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
- スプレッド
スプレッドとは、為替取引においては、ビッド価格（買値）とオファー価格（売値）の差のことをいいます。
- スワップポイント

外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借り入れおよび買付通貨の貸し付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組み合わせ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引およびオプション取引を含みます。

- ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

- ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

- ・転売（てんばい）

買建玉を手じまう（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人および法人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

- ・取引証拠金（とりひきしょうきん）

個別取引の担保として当社にあらかじめ預託することが必要な担保金をいいます。

- ・値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

- ・媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

- ・ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申し出をすることをいいます。

- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

- ・未確定損益（みかくていそんえき）

顧客の保有ポジションにおいて、値洗い時の評価価格で算出した差損益をいいます。

- ・有効証拠金（ゆうこうしょうきん）

お客さまが預託した証拠金から評価損益を差し引いた金額のことで

- リーブオーダー

お客さまが値段（価格）を指定して売り買いの注文を依頼し預けてある注文のことをいい、一般的には指値注文と逆指値注文等を総称した注文のことをいいます。

- 両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ロールオーバー

外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

(連絡先) YJFX!お客さまサービスセンター
[C-NEX] TEL : 0120-952-318
[月曜～金曜 午前9:00～午後5:00 (年末年始および祝日を除く)]
お問い合わせ URL : <https://www.cnex.jp/call>

外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

2019年3月23日

ワイジェイFX株式会社

ワイジェイFX株式会社「C-NEX」取引概要

当社の提供する店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」の取引概要です。
「約款」「店頭外国為替証拠金取引説明書」および、以下の内容をよくお読みいただき、十分ご理解の上、ご利用ください。

■ 取引にかかわる用語等

有効証拠金額	資産 ± 評価損益 ± 確定損益
取引証拠金額	取引数量×現在レート（MID レート）×4% （法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値。） 算出された値の1円未満を処理した額となります。
取引余力	資産 ± 評価損益 ± 確定損益 － 取引証拠金額
使用証拠金率	取引証拠金額÷有効証拠金額×100
取引証拠金率	有効証拠金額÷取引証拠金額×100

■ 手数料

取引手数料	無料
入金手数料	【振込入金】各金融機関の振込手数料がお客さま負担 【クイック入金】無料
出金手数料	無料

■ 取引日・注文受付時間

注文受付時間	【通常時】 日本時間 月曜日 午前7:10 ~ 土曜日 午前7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日 午前6:10 ~ 土曜日 午前6:00
取引画面 メンテナンス時間	【通常時】 日本時間 火曜日～金曜日 午前7:00 ~ 午前7:10 日本時間 土曜日 午前7:00 ~ 月曜日 午前7:10 【夏時間適用時】 日本時間 火曜日～金曜日 午前6:00 ~ 午前6:10 日本時間 土曜日 午前6:00 ~ 月曜日 午前6:10
入出金 メンテナンス時間	【通常時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前7:00 ~ 午前8:00 土曜日 午前6:30 ~ 月曜日 午前7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前6:00 ~ 午前7:00 土曜日 午前5:30 ~ 月曜日 午前6:00
コールセンター 受付時間	月曜～金曜 午前9:00～午後5:00（年末年始および祝日を除く）

■ 入出金

入金について	<p>振込入金・クイック入金</p> <p>※クイック入金の当社提携金融機関は、ジャパネット銀行、楽天銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行の計5行です。 ※受付は日本円（現金）のみです。外貨および代用有価証券での充当はお受けできません。</p> <p>※クイック入金をご利用いただいた場合には、原則として、振込入金と比べて、証拠金等はより早くC-NEX口座に反映されることとなります。ただし、クイック入金の場合であっても、お客さまのお手続きが最後まで正しく完了しなかった場合や入力ミス等により、C-NEX口座に対する反映が翌銀行営業日以降になることがありますので、画面上の注意をご熟読の上、お手続きくださいますようお願いいたします。</p> <p>※クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客さまのお手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金の反映が翌銀行営業日以降になる場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担については一切の責任を負いませんのでご注意ください。</p>
出金について	<p>出金指示の2営業日後に、ご登録の金融機関へ送金</p> <p>※出金手続きが完了するまで、別の出金依頼を行うことはできません。 ※一度に出金依頼が可能な金額の上限は2億円となります。</p> <p>なお、出金依頼後、実際の出金時の出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合、その時点での出金可能金額が出金されることとなります。</p> <p>【資産 ≥ 取引余力】 取引余力の金額内で出金可能です。 【資産 ≤ 取引余力】 資産の金額内で出金可能です。 ※出金可能金額は、資産・取引余力のいずれか小さい方となります。</p>
受渡日	<p>決済約定日の2営業日後となります。</p>

■ 取扱商品詳細（取扱通貨ペア詳細）

通貨ペア	取引単位
USD/JPY（米ドル/円）	<p>10,000通貨以上、0.01通貨単位 上限なし</p> <p>※1回の注文数量（新規および決済）の上限は、通貨ペアごとで10億USD相当額までとします。</p> <p>※決済（反対売買時）における取引単位が1通貨単位以上となるため、1通貨未満のお取引は行わないようお願いいたします。</p> <p>※1通貨単位未満のポジションが残る場合は、お問い合わせによる対応となります。当社所定の方法にて決済させていただきますので、お客さまサービスセンターまでお電話ください。</p>
EUR/JPY（ユーロ/円）	
GBP/JPY（英ポンド/円）	
AUD/JPY（豪ドル/円）	
NZD/JPY（ニュージーランドドル/円）	
CAD/JPY（カナダドル/円）	
CHF/JPY（スイスフラン/円）	
ZAR/JPY（南アフリカランド/円）	
EUR/USD（ユーロ/米ドル）	
GBP/USD（英ポンド/米ドル）	
AUD/USD（豪ドル/米ドル）	
NZD/USD（ニュージーランドドル/米ドル）	
USD/CHF（米ドル/スイスフラン）	
EUR/CHF（ユーロ/スイスフラン）	
GBP/CHF（英ポンド/スイスフラン）	
AUD/CHF（豪ドル/スイスフラン）	

CAD/CHF (カナダドル/スイスフラン)	
EUR/GBP (ユーロ/英ポンド)	
EUR/AUD (ユーロ/豪ドル)	
GBP/AUD (英ポンド/豪ドル)	
EUR/CAD (ユーロ/カナダドル)	
GBP/CAD (英ポンド/カナダドル)	
AUD/CAD (豪ドル/カナダドル)	

■ 取引について

取引方法	オンライントレード(インターネットによるお取引) ※パソコンまたは専用アプリからのお取引となります。
決済方法	FIFOネットティング形式 お客さまが保有するポジションは、反対売買に掛かる注文が約定した場合に手じまわれ、決済されるポジションは、先入先出法 (FIFO) によります。 ただし、営業日中に反対売買による手じまいを行わないポジションについては、ニューヨーククローズ時に、ロールオーバーを行い、全てのポジションが合算され平均約定価格で、1ポジションとなります。
スワップポイント	ポジションのロールオーバーに伴い発生し、翌営業日にお客さまの資産に加算または、減算されます。
取引数量の上限	上限なし ※1回の注文数量 (新規および決済) の上限は、通貨ペアごとで10億USD相当額までとします。
レバレッジ	【個人口座】 25倍 【法人口座】 100倍 なお、選択いただいているレバレッジコースにかかわらず、レバレッジコースに応じて算出した最低取引数量の取引証拠金と、一般社団法人金融先物取引業協会が算出する「為替リスク想定比率」を用いて算出した最低取引数量の取引証拠金のいずれか高い方が適用されます。 ※お客さまが選択しているレバレッジコースにより算出された取引証拠金より、低い取引証拠金が適用されることはありません。お客さまが選択しているレバレッジコースによる取引証拠金よりも、「為替リスク想定比率」を用いて算出した取引証拠金が高い場合に適用されるものとなります。 ※一般社団法人金融先物取引業協会が算出した「為替リスク想定比率」を取引の額に乗じて得た額以上の取引証拠金額が必要となります。 ※「為替リスク想定比率」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用いて、一般社団法人金融先物取引業協会が通貨ペアごとに週次で算出します。詳細については当社および一般社団法人金融先物取引業協会のホームページにて公開しております。
注文受付可能幅 (プライスリミット)	【対円取引の場合】 0.001~ 【対ドル取引の場合】 0.00001~ 【対スイスフラン取引の場合】 0.00001~ 【対英ポンド取引の場合】 0.00001~ 【対豪ドル取引の場合】 0.00001~ 【対カナダドル取引の場合】 0.00001~
注文の有効期限 (Expiry Type)	①GTC：無期限 ②時間指定 (秒)：注文の有効時間を秒単位で期間設定が可能 ③カスタム：注文の有効時間を日時で期限設定が可能

マージン レベル	レベル1	【ロスカットアラート】 使用証拠金率が67%（証拠金維持率が150%）に達すると、警告を促すメールが送信されます。
	レベル2	【新規注文不可】 使用証拠金率が84%（証拠金維持率が120%）に達すると、新規注文ができなくなります。
	レベル3	【ロスカット】 使用証拠金率が100%（証拠金維持率が100%）に達すると、全ポジションを強制的に反対売買にて決済します。
取引に係る税金		雑所得（申告分離課税方式）

■ 注文の種類と概要

注文の種類	内容
成行 (MKT)	<p>注文価格を指定せずに行う注文で、注文を当社のシステムで受け付けた時点の取引レートをもって、受付順に約定します。</p> <p>■スリッページについて お客さまの端末と当社のシステムとの間の通信時間および当社システムでの注文受付後の約定処理時間により、発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間にスリッページが発生する場合があります。 なお、当社は当社のシステムが注文を受け付けた時点で注文を認識し、当該時点の取引レートをもって約定処理を行うため、受付時点から実際の約定までに要する時間の経過に伴う価格差の発生はありません。 スリッページは、有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。</p> <p>■部分約定について 成行（MKT）は部分約定を選択して設定することができます。 ・部分約定の設定有 注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合、数量が市場に存在する分だけを約定し、未約定となっている注文は失効します。 ※最少約定数量を設定した場合、注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合かつ、別途指定した最少約定数量が市場に存在した場合は、その最少約定数量以上で約定します。 ・部分約定の設定無 注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合、注文は失効します。 ※パソコン版取引画面の一部発注画面では、最少約定数量の設定ができません。 ※スリッページは「店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」で、説明しています。</p>
成行 (GTC)	<p>取引画面にて発注した時点において、取引画面に表示している参照価格を注文価格として発注します。注文を当社のシステムで受け付けた時の取引レートが注文価格と一致するか、注文価格より有利な場合には、受付順に受け付けた時の取引レートで約定いたします。</p> <p>■部分約定について 成行（GTC）は部分約定を選択して設定することができます。 ・部分約定の設定有 注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合、数量が市場に存在する分だけを約定し、未約定となっている注文は取引画面に表示している参照価格を注文価格にした指値注文として有効な状態で残ります。 ※最少約定数量を設定した場合、注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合かつ、お客さまが別途指定した最少約</p>

	<p>定数量が市場に存在した場合は、その最小約定数量以上で約定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分約定の設定無 <p>注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合、注文は失効します。</p> <p>※パソコン版取引画面の一部発注画面では、最少約定数量の設定ができません。</p>
成行 (IOC)	<p>取引画面にて発注した時点において、取引画面に表示している参照価格を注文価格として発注します。注文を当社のシステムで受け付けた時の取引レートが注文価格と一致するか、注文価格より有利な場合には、受付順に受け付けた時の取引レートで約定いたします。</p> <p>■部分約定について</p> <p>成行 (IOC) は部分約定を選択して設定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分約定の設定有 <p>注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した分の数量が市場に存在しなかった場合、数量が市場に存在する分だけを約定し、未約定となっている注文は失効します。</p> <p>※最少約定数量を設定した場合、注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合かつ、別途指定した最小約定数量が市場に存在した場合は、その最小約定数量以上で約定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分約定の設定無 <p>注文を当社のシステムで受け付けた時点の取引レートが、注文価格より不利な場合、注文は失効します。</p> <p>※パソコン版取引画面の一部発注画面では、最少約定数量の設定ができません。</p>
指値	<p>指定した価格以下で買う、または指定した価格以上で売るといった注文方法です。注文を当社のシステムで受け付けた時の取引レートが以下の条件を満たした場合のみ約定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い注文 <p>取引レートが指定した価格以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売り注文 <p>取引レートが指定した価格以上</p> <p>■スリッページについて</p> <p>お客さまが注文した価格と比べて、約定価格が有利に約定する場合がありますが、不利に約定する場合はありません。</p> <p>■部分約定について</p> <p>指値注文は部分約定を選択して設定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分約定の設定有 <p>注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した分の数量が市場に存在しなかった場合、数量が市場に存在する分だけを約定し、未約定となっている注文は指値注文として有効な状態で残ります。</p> <p>※最少約定数量を設定した場合、注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合かつ、別途指定した最小約定数量が市場に存在した場合は、その最小約定数量以上で約定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分約定の設定無 <p>注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合、注文は失効します。</p>
逆指値	<p>価格を指定して行う注文で、注文を当社のシステムで受け付けて以降、取引レートが以下の条件を満たした場合のみ成行 (MKT) 注文で発注して約定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い注文 <p>取引レートが指定した価格以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売り注文 <p>取引レートが指定した価格以下</p>

	<p>■スリッページについて 逆指値注文はスリッページ幅を選択して設定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スリッページの設定有 約定処理をする時点の取引レートがスリッページ幅の範囲内であれば約定し、範囲外であれば注文価格にスリッページ幅を加味した注文価格の指値注文として有効な状態で残ります。 ・スリッページの設定無 注文を当社のシステムで受け付けて以降、取引レートが条件を満たした場合のみ成行（MKT）注文で発注して約定いたします。 <p>■部分約定について 逆指値注文は部分約定を選択して設定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分約定の設定有 注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した分の数量が市場に存在しなかった場合、数量が市場に存在する分だけを約定し、未約定となっている注文は指値注文として有効な状態で残ります。 ※最少約定数量を設定した場合、注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合かつ、別途指定した最小約定数量が市場に存在した場合は、その最小約定数量以上で約定します。 ・部分約定の設定無 注文を当社のシステムで受け付けた時点において、発注した数量が市場に存在しなかった場合、注文は失効します。
マーケット・リミット注文	成行（MKT）と指値注文を組み合わせた注文で、新規注文の成行（MKT）と決済注文の指値注文を同時に発注を行う注文です。
マーケット・ストップ注文	成行（MKT）と逆指値注文を組み合わせた注文で、新規注文の成行（MKT）と決済注文の逆指値注文を同時に発注を行う注文です。 ※新規注文が約定した後、決済注文が有効となります。
IFD注文	新規注文および決済注文を同時に行う注文で、あらかじめ新規注文および決済注文の価格を指定することができます。 ※新規注文が約定した後、決済注文が有効となります。 ※発注可能な注文の種類は、指値注文および逆指値注文です。 ※決済注文の指値注文および逆指値注文で設定可能な範囲は新規注文で設定した注文価格を基準としたポイントとなります。
OCO注文	異なる種類の注文を2つ同時に行う注文で、あらかじめ新規注文または決済注文の価格を指定して、いずれか一方が約定するともう一方の注文は自動的に取り消される注文です。 ※発注可能な注文の種類は、指値注文および逆指値注文です。 ※新規注文時に指値注文と逆指値注文の同時発注または、決済注文時に指値注文と逆指値注文の同時発注が可能です。 ※売買区分を別々で設定することはできません。
MKT OCO注文	成行（MKT）とOCO注文を組み合わせた注文で、新規注文の成行（MKT）と決済注文の指値・逆指値の2つの注文を同時に発注を行う注文です。 ※新規注文が約定した後、決済注文が有効となります。 ※決済注文の売買区分を別々で設定することはできません。
IFO注文	IFDとOCOを組み合わせた注文で、あらかじめ指値注文または逆指値注文で新規注文の価格を指定すると同時に、決済注文で指値・逆指値の2つの注文を同時に発注する注文です。 ※新規注文が約定した後、決済注文が有効となります。 ※決済注文の指値注文および逆指値注文で設定可能な範囲は新規注文で設定した注文価格を基準としたポイントとなります。 ※決済注文の売買区分を別々で設定することはできません。
トレール注文	逆指値注文に値幅（トレール幅）を設定して行う注文で、お客様の注文を当社のシステムで受け付けて以降、あらかじめ設定したトレール幅に従って以下のように値幅指定した価格を調整して、取引レートがその調整された価格または指定した価格になった以降に執行いたします。 ・買いの場合 配信している価格が下落すると値幅指定価格が自動的に下落（上昇することはありません）

	<p>ません)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売りの場合 配信している価格が上昇すると値幅指定価格が自動的に上昇（下落することはありません） <p>■スリッページについて トレール注文はスリッページ幅を選択して設定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スリッページの設定有 約定処理をする時点の取引レートがスリッページ幅の範囲内であれば約定し、範囲外であれば注文は失効します。 ・スリッページの設定無 注文を当社のシステムで受け付けて以降、取引レートが条件を満たした場合のみ成行（MKT）注文で発注して約定いたします。
全ポジション一括決済	保有している全ポジションを成行（MKT）で決済する注文方法です。当社のシステムで受け付けた順に成行（MKT）注文を発注します。
決済ポジション	保有しているポジションを通貨ペアごとに成行（MKT）で決済する注文方法です。当社のシステムで受け付けた順に成行（MKT）注文を発注します。